

2011年9月2日

東京都知事 石原 慎太郎殿

2012年度東京都の予算編成に関する要望書

東京都学童保育連絡協議会
会長 土田 英夫

東京の学童保育施策の充実に向けて、日頃からご尽力いただき感謝いたします。

東京都では、少子化が進行している中、核家族化と働く父母の増加などにより、学童保育への入所を希望する家庭は年々増え続けています。

東京都連協と三多摩連協の調査では、2011年4月現在で東京全体で1,508名の待機児がいます。これは学童保育への入所希望が増えているにもかかわらず、必要に応じた学童保育の増設を行わないために生じていることです。一方で子どもたちの生活を無視した詰め込みが行われ、大規模な学童保育が増え続けています。

私たちは、待機児解消も大規模化の解消も、公的な責任で学童保育を増設して解決していくことを願っています。

東京の学童保育は、近年民間への委託化が進められてきています。民間の学童保育では、指導員の身分保障が不十分なために将来的な生活不安から働き続けられない実態があります。そのため短期で辞めざるを得ない指導員がいます。また公設公営の学童保育では、非常勤職員が何年働いても処遇が変わらず、区によっては契約の更新に年限を設けているため長く働き続けられない実態があります。そのために、年度途中に指導員を辞めて他の仕事に就いてしまう人もいます。保育内容を向上させるためにも学童保育の指導員が長く働き続けられるように、非常勤職員の雇用の安定と身分保障、処遇改善を行うなどの対策が必要です。

また、2007年12月に東京都は、『子育て応援都市東京・重点戦略』を策定しました。その一つとして「総合的な放課後対策の推進」があり、学童保育については、「学童クラブの設置促進に取り組む区市町村を支援し、学童クラブの需要や大規模クラブ解消に見合った整備を進める」と書かれています。増設のための財政措置や補助金の充実など内容がともなった学童保育の拡充をお願いします。

現在、東京では、約100か所の「都型学童クラブ」が実施されていますが、夕方の時間延長では、一人の子どもも残らない状態で開所しているところがあります。職員体制の面からも、日々の子どもの様子を職員間で伝えあうことが難しくなっているなどで、子どもたちの保育に大きな影響を与えています。実態を把握し、子どもたちの放課後の生活の場という役割をきちんと果たせるよう、改善をお願いします。

「都型学童クラブ」の実施で、子どもたちの保育内容が低下しないよう、配慮をお願いします。

東京23区の公立の学童保育は都区財調制度で算定され、基本的には各区の行政規模に応じて同じように配分されています。しかし、1990年以降各区の学童保育行政の内容は、本来、東京都の子どもたちであるならば平等にすべきところが、あまりにも差異が生じています。「全児童対策事業」と一体的に運営され、学童保育がない区や、学童保育はあっても専用スペースや専任指導員がない、また区の半数以上の学童保育が民営化されていたり、と区によって学童保育の内容に大きく差があります。これは、東京都が重点戦略と位置づけ策定・推進する子育て支援施策が、区市町村の施策に十分反映されていないことを意味します。

私たちは、東京の学童保育の充実・発展を願い、東京都の2011年度の予算編成にあたり、次のことを要望いたします。

記

1. 東京都が進める「都型学童クラブ」の実施については、放課後の生活を通して、子どもたちの成長・発達する権利を保障できる学童保育であるため、常勤指導員の複数配置、学童保育の大規模化及び定員超過の改善を前提に実施するようお願いします。

2. 2007年10月に厚生労働省が発表した「放課後児童クラブのガイドライン」は、優れた内容になっています。東京都のガイドラインを国の水準まで引き上げてください。

或いは、全国学童保育連絡協議会が作成した「学童保育の設置・運営基準」を基に、東京都として学童保育の基準を作ってください。

3. 三桁に及ぶ待機児の早急な解消と大規模学童保育を解消するためには、学童保育の増設が必要です。各区が増設するには国の補助金だけでは不十分なので、東京都として施設整備費を十分に確保してください。

また、学童保育の適正規模（クラブごとの定員、施設規模など）を明確にし、待機児および大規模学童保育の解消のために具体的な施策を東京都として講じてください。

4. 「放課後子どもプラン」では、学童保育と放課後子ども教室推進を、「一体的あるいは連携」して運営する考えが示されました。しかし、厚生労働省は「放課後児童クラブ」を「生活の場」としていて児童の健全育成を図る観点から、学童保育には「専用のスペース」と「専任の指導員」が必要であるという考えを明確にしました。

学童保育の本来の機能、役割を果たせるよう、各区に働きかけてください。

5. 学童保育事業を都区財政調整制度の需要額の算定項目からはずさないでください。また、今後も常勤指導員複数分の算定単価の額を維持してください。

6. 東京都の学童保育に関する予算を増額してください。

7. 保育内容を向上させるためにも、東京の学童保育の指導員が長い年月にわたって働き続けられるような身分保障の制度を確立してください。

8. 東京都の学童保育指導員の研修をより充実させてください。民間学童保育や非常勤指導員が受けられるようにしてください。そして全ての学童保育指導員が、自治体の責任で研修を受けられるようにしてください。

また、職員相互の研究活動を各区に研修として位置づけさせてください。さらに、障がいのある子どもの保育を行う上で、現場の保育上の課題に応えられる専門家を含む指導体制と研修制度を確立してください。

9. 保護者の就労を保障する開設日・開設時間、対象学年の延長、障がいのある子どもの受け入れの促進と加配職員の常勤化等、施策の前進を図るように、各区に指導してください。

10. 都立特別支援学校等に通う子どもたちの放課後の生活を保障するための対策を講じてください。

以上